

第8 ハロゲン化物消火設備の基準

規則第32条の8の規定によるほか、次のとおりとする。

- 1 全域放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、次に定めるところにより設けること。
 - (1) 放射された消火剤が防護区画の全域に均一に、かつ、速やかに拡散することができるように設けること。
 - (2) ジプロモテトラフルオロエタン(以下「ハロン2402」という。)を放射する噴射ヘッドは、当該消火剤を霧状に放射するものであること。
 - (3) 噴射ヘッドの放射圧力は、ハロン2402を放射するものにあつては $1\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上、プロモクロロジフルオロメタン(以下「ハロン1211」という。)を放射するものにあつては $2\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上、プロモトリフルオロメタン(以下「ハロン1301」という。)を放射するものにあつては $9\text{kgf}/\text{cm}^2$ 以上であること。
 - (4) 3(1)に定める消火剤の量を30で除して得られた量以上の量を毎秒当たりの放射量として放射できるものであること。
- 2 局所放出方式のハロゲン化物消火設備の噴射ヘッドは、1(1)から(3)までの例によるほか、次に定めるところにより設けること。
 - (1) 噴射ヘッドは、防護対象物のすべての表面がいずれかの噴射ヘッドの有効射程内にあるように設けること。
 - (2) 消火剤の放射によって危険物が飛び散らない箇所に設けること。
 - (3) 3(2)に定める消火剤の量を30で除して得られた量以上の量を毎秒当たりの放射量として放射できるものであること。
- 3 ハロゲン化物消火剤の貯蔵容器又は貯蔵タンクに貯蔵する消火剤の量は、次に定めるところによること。
 - (1) 全域放出方式のハロゲン化物消火設備にあつては、次に定めるところにより算出された量以上の量とすること。
 - ア 防護区画の体積 1m^3 当たりの消火剤の量が、ハロン2402にあつては 0.40kg 、ハロン1211にあつては 0.36kg 、ハロン1301にあつては 0.32kg の割合で計算した量
 - イ 防護区画の開口部に自動閉鎖装置を設けない場合にあつては、アにより算出された量に、当該開口部の面積 1m^2 当たりの消火剤の量が、ハロン2402にあつては 3.0kg 、ハロン1211にあつては 2.7kg 、ハロン1301にあつては 2.4kg の割合で計算した量を加算した量
 - ウ 防護区画内において取り扱う危険物に応じ別表に定める消火剤に応じた係数をア及びイにより算出された量に乗じて得た量。ただし、別表に掲げられていない危険物及び別表において係数が定められていない危険物にあつては、別記1に定める試験により求めた係数を用いること。
 - (2) 容積式の局所放出方式のハロゲン化物消火設備にあつては、次により算出された量に取り扱う危険物に応じ(1)ウに定める係数を乗じ、さらにハロン2402又はハロン1211にあつては1.1、ハロン1301にあつては1.25をそれぞれ乗じた量以上の量とすること。

次の式によって求められた量に防護空間の体積を乗じた量

$$Q = X - Y \cdot a / A$$

Q：単位体積当たりの消火剤の量(単位 kg/m^3)
a：防護対象物の周囲に実際に設けられた固定側壁の面積の合計(単位 m^2)
A：防護空間の全周の側面積(単位 m^2)
X及びY：次の表に掲げる消火剤の種別に応じ、同表に掲げる値
- (3) 全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備において同一の移送取扱所に防護区画又は防護対象物が二以上存する場合には、それぞれの防護区画又は防護対象物について(1)及び(2)の例により計算した量のうち、最大の量以上の量とすることができる。ただし、防護区画又は防護対象物が互いに隣接する場合にあつては、一の貯蔵容器等を共用することはできない。

消火剤の種別	Xの値	Yの値
ハロン2402	5.2	3.9
ハロン1211	4.4	3.3
ハロン1301	4.0	3.0

- (4) 移動式のハロゲン化物消火設備にあつては、一のノズルにつき次の表に掲げる消火剤の種別に応じ、同表に掲げる量以上の量とすること。

消火剤の種別	消火剤の量(kg)
ハロン 2402	50
ハロン 1211 又はハロン 1301	45

- 4 全域放出方式又は局所放出方式のハロゲン化物消火設備は、施行規則第 20 条第 4 項に定める基準に準じて設けること。
- 5 移動式のハロゲン化物消火設備は、施行規則第 20 条第 5 項に定める基準に準じて設けること。